

佐賀県福祉のまちづくり条例第35条に規定する移動等円滑化のために必要な交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

佐賀県公安委員会委員長 安 永 恵 子

佐賀県公安委員会規則第3号

佐賀県福祉のまちづくり条例第35条に規定する移動等円滑化のために必要な交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

佐賀県福祉のまちづくり条例第35条に規定する移動等円滑化のために必要な交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準を定める規則（平成25年佐賀県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(信号機に関する基準)</p> <p>第2条 県基準のうち信号機に係るものは、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>(1) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第2条第4項に規定する信号機であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）に従って道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>(信号機に関する基準)</p> <p>第2条 県基準のうち信号機に係るものは、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>(1) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第2条第4項に規定する信号機であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）に従って道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの <u>（当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。）</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(2) 略</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。